

女性差別撤廃条約と日本

山下 泰子*

【要約】 1979年国連で採択された女性差別撤廃条約は、2009年12月に採択30周年を迎える。締約国数186か国を誇る条約は、文字通り「世界女性の憲法」である。1985年に第72番目の締約国になった日本は、条約の実施状況レポートを国連に6回提出し、女性差別撤廃委員会による審議がこれまでに4回行われた。

条約に関する日本の課題を、制定過程、国会における承認審議、女性差別撤廃委員会における過去4回のレポート審議、さらには、審議後の日本への「総括所見」から明らかにする。

はじめに

本(2009)年は、1979年に女性差別撤廃条約¹⁾(以下、「条約」)が国連で採択されてちょうど30周年にあたる。さらに1999年に、個人通報手続と調査手続を規定した選択議定書が採択されて10周年でもある。7月には、第6次日本レポートの審議が、国連女性差別撤廃委員会(Committee on the Elimination of Discrimination against Women、以下、「CEDAW」)で開催され、8月には、日本への「総括所見²⁾」も公表された。NGOが「日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク」(Japan NGO Network for CEDAW、以下、「JNNC」)を組織し、7月の審議には、45団体、84人がニューヨークへ傍聴に出かけた。まさに「2009年は、CEDAW年」といえよう。

日本は、条約に1980年に署名、1985年に批准をし、これまでに条約の実施状況に関するレポートも国連に6回提出し、それらのCEDAWにおける審議も、4回行われてきた。

1999年には、男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の構築をわが国21世紀の最重要課題と位置づけた。それから10年。内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部、基本法に基づく男女共同参画会議、男女共同参画に関する企画立案・総合調整機能をもつ内閣府男女共同参画局、さらには各層の議員からなる男女共同参画推進連携会議も整備され、2000年、2005年には、男女共同参画基本計画も制定された。

しかし、現実はどうか。日本女性の地位は、2008年度の国連開発計画(UNDP)によるジェ

*教授/国際人権法

ンダー・エンパワーメント指数では、108か国中58位、世界経済フォーラム（通称「ダボス会議」）の男女平等度調査では、130か国中98位と先進国中最下位クラスに低迷している。こうした状況を、CEDAW委員は、「政府の責任である³⁾」と評し、ポリティカルウィルの欠如を指摘した。「総括所見」は、女性差別撤廃条約の法的拘束力の再確認、条約内容の国内法への完全な組み入れをし、監視メカニズムを設置すること、選択議定書の批准が、司法による条約直接適用を促進し、司法が女性差別撤廃の助けになることを繰り返し求めている⁴⁾。

国際人権としての女性差別撤廃条約が、女性一人ひとりのものになり、新政権の誕生する新しい日本が、民主主義の基本であるジェンダー平等理念を尊重し、「女性を生かす社会に⁵⁾」なるために、本稿では、条約と日本の関わりを再検討し、問題の根源を探り、今後の課題を提起したい。そのことによって、条約採択30周年、そして、「日本におけるCEDAW年」に、寄与したいと思う。

1. 女性差別撤廃条約の制定過程における日本の主張

条約の制定過程は、1967年の「女性差別撤廃宣言⁶⁾」採択を経て、1970年第23会期女性の地位委員会（Commission on the Status of Women、以下、「CSW」）が、「女性差別撤廃のための法的拘束力ある国際文書の必要性」を確認したことにはじまる。条約は、1974年CSW作業部会、1976年CSW、1977、78、79年総会第三委員会作業部会、79年第三委員会を経て、10年の歳月を費やして、1979年12月18日に第34回国連総会本会議において、賛成130（日本を含む）：反対0、棄権10によって採択された⁷⁾。

制定過程における日本政府の主な主張を紹介する。

(1) 日本は、1976年第26会期CSWでは、原案の経済的社会的権利の規定に反対意見を提出した。その理由として、高橋展子労働省婦人少年局長（当時）は、ILOが政府・労働者・使用者の三者構成で条約を決定するのに、政府だけで決める国連の条約で労働に関する権利を規定していいか、という疑問をもっていたからという。当時CSWの委員国でもなかった日本は、審議過程にも参加できず、不安をもったということである。高橋氏は、やがてILO事務局長補として、ILOの立場からCSWに参加し、「労働基準設定というものは、労使の利害が衝突するわけですから、ILOの条約は非常に厳密な手続で作られます。それを国連のようなところで、フワッとして作られては困るという考え方でした⁸⁾」と述べている。

これには、一定の理由を見出せるとしても、現実の女性差別がもっとも問題となる労働分野についての条項を欠くことになると、そもそも女性差別を撤廃する条約は成り立たないのであって、ILOとしては、反対するのではなく、専門の立場からILO諸条約との整合性を図り、一般条約で扱う内容について積極的な発言をすることこそ意味があったのではないだろうか。日本政府の見解が、ILOの立場に近かったとのいうのも、高橋氏の影響力がしのばれて興味深い。

(2) 1977年第32回総会第三委員会作業部会の議論で、日本は、締約国の差別撤廃義務に関する条約案第2条が、「差別を撤廃するための、制裁を伴う（accompanied sanction）措置をとる」という文案だったのを、「制裁を含む（including sanction）」とすることを提案し、これが採択されている⁹⁾。「必ず制裁を伴う」という前者と、「制裁が含まれる場合もある」という後者では、締約国への義務付けが明らかにトーンダウンされている。

(3) 1978年第33回総会第三委員会作業部会の議論で、日本は、教育に関する第10条で、「同一（same）の教育課程」という文案を「同一あるいはそれに相当する（same or equivalent）」に変更するよう求めた。イギリスの提案により、第10条のすべての条項で、あいまいな「平等な（equal）」という表現をやめて、「同一（the same）」にという変更が加えられたところであり、日本の提案は一顧だにされなかった¹⁰⁾。これは、日本の高等学校のカリキュラムの「家庭一般」が女子のみ必修だったことを維持しようという意図の発言であった。

教育については、第10条(c)の男女共学の条項についても、女性の地位委員会案に対するコメントで、男女別学のメリットをあげ、共学の早期達成の条項に反対した¹¹⁾。これには、他に同調する国もあり、受け入れられたため、男女共学は、「男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、……おこなうこと」という条文に収まってしまった。このことが、今日に至っても公立高校の男女別学の存在を許し、2008年の教育基本法第5条（男女共学）の削除を導く素地になったのではないだろうか。

日本は、さらに第10条柱書きから「男女の平等を基礎として」という文言の削除を提案したが、これは数カ国から反対され、撤回している¹²⁾。

(4) 雇用に関する第11条で、日本は、「結婚、妊娠、出産休暇を理由とする解雇を『罰則をもって禁止する』という箇所を緩和するよう主張したが、同意をえられず¹³⁾」、第11条2項(a)の「婚姻又は出産休暇¹⁴⁾を理由とする解雇及び婚姻をしているかいなかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること」という条文になった。

制定過程における日本政府の態度は、「後ろ向き」の提案に終始しており、日本の差別的な現状を肯定するために、条約を限定的なものにしようと、国際社会の動向に背を向け、無用な努力をした様子が明らかである。性別による差別を禁じた憲法をもち、その前文では、「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」と決意を新たにした日本のあり方がこれでいいのか、忸怩たる想いがある。制定過程で政府代表を務めた高橋氏は、政府の訓令のままに発言しなければならぬ立場を「みなさんから相手にされず、辛かった¹⁵⁾」と述懐されたほどである。

2. 女性差別撤廃条約の署名、批准

1979年、条約制定過程の最後の年、国連公使として審議に関わった赤松良子氏は、「この条約が……国連総会で採択された時、賛成投票をした政府代表や随員の女性たちは、文字通り抱

き合って喜んだのでした。しかし、私はその興奮のさ中であって、ああ、でも日本は批准できるのだろうか？と思わずにはいられませんでした。この条約の内容を知っていた私は、これが日本で問題になった時の人々の反応が、とても心配だったからです¹⁶⁾」と語っている。

(1) 署名に向けて

しかし、赤松氏の心配を他所に歴史は動いた。1980年7月17日、日本政府を代表して、日本初の女性大使となった高橋展子・駐デンマーク大使が、第2回世界女性会議に設えられた署名式で、この条約に署名をしたのである。高橋氏自身、「1980年5月に、私はデンマークに大使として赴任し、7月のコペンハーゲンでの世界会議に首席代表を勤めることになりましたが、会議の直前まで、日本がこの条約に署名できるかどうか分からない状態でした。婦人団体、ジャーナリズム、超党派の婦人議員などのバックアップにより、やっと署名することに閣議で正式に決まったのが、何と7月15日（開会式の翌日）でした¹⁷⁾」と述べているほど、その署名は危ういものであった。

署名へのプレッシャーグループとしてもっとも力があつたのが、参議院議員の市川房枝氏であった。市川議員は、右から左まであらゆる全国規模の女性団体に呼びかけて国際婦人年連絡会を結成し、国会では超党派の女性議員を組織して、条約署名を内閣に迫った。最後は、国会解散総選挙中に大平正芳総理大臣が急逝され、伊東正義官房長官が首相臨時代理を務めるという事態の中、持ち回り閣議で条約署名が決まったという経緯があつた。そのため、経営者団体からの批判があつたことが、条約承認案件の国会審議において示された¹⁸⁾。

市川議員の葬儀で、藤田たき氏は、次のように故人に語りかけた。「先日、婦選会館で最後のお別れに、御養女のミサオさんと近藤千浪さんは、あなたの横たわってられる棺のなかに、いつもあなたが使っておられたメモ用紙のひと束、ご愛用のペン、それに『女子に対するあらゆる（形態の）差別撤廃条約』のコピーを納められました。最後まであなたをみとられたところのミサオさんや千浪さんたち、あの方たちは、あなたがほんとうに一生懸命に、あの条約の署名のために骨を折ってくださいましたこと、その条約成立のための条件の整備、一日も早い批准のために、最後まで心を砕いていられたことを、知っておられたからでございます¹⁹⁾」と。

(2) 批准を前に

当時の日本では、3つの法制度が、明らかに条約に違反していると考えられ、批准を前に改正の方向づけが行われた。

第1は、国籍法である。同法の第2条の、子が日本国籍を取得する要件が、旧国籍法は、父系血統主義であったため、国際結婚から生まれたわが子に日本人の母は日本国籍を伝えることができなかつた。これは、条約第9条2項の「締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える」に反していた。また、旧国籍法では、帰化要件が、日本人妻の外国人夫は、3年間の居住要件が必要だったのに対して、日本人夫の外国人妻には、その要件が課せられていなかった。これは、条約第9条1項に反していた。そこで、1984年国籍法は改正され、前者は父母両系血統主義に、後者は夫・妻とも同一に3年間の居住要件となり、夫婦が3年以

上の婚姻生活を送っている場合は、居住要件が1年に短縮されることになった²⁰⁾。

第2は、家庭科教育である。1973年から、高等学校では、「家庭一般」という教科が女子のみ必修とされ、その分、男子には体育が4単位多く組まれていた。これは、条約第10条(b)号の「同一の教育課程」に反しているため、1984年家庭科教育に関する検討会議、続いて1985年の教育課程審議会の答申を経て、1989年の新学習指導要領の告示により、中学校「技術・家庭」の男女別学習を廃止することと、高校の家庭科の男女とも選択必修が実現した²¹⁾。

第3は、雇用の分野における男女平等の問題であった。均等待遇を定める労働基準法第3条は、「労働者の国籍、信条、社会的身分」を理由とする差別的取扱いを禁じているが、そこには「性による」差別は含まれておらず、第6章には「女子および年少者の保護」が規定されていた。これは、出産にかかわる保護以外雇用における平等を規定する条約第11条の規定に反していた。そこで、条約批准の前提として、1985年5月17日、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（いわゆる「男女雇用機会均等法」）が制定された²²⁾。

3. 女性差別撤廃条約承認国会での議論

女性差別撤廃条約の承認案件は、男女雇用機会均等法と並行して、1985年4月5日第102回国会に、中曽根康弘内閣総理大臣から提案された。衆議院では、5月29日、31日、6月4日の各外務委員会、5月30日の外務委員会文教委員会連合審査会議による延べ16時間29分の審議を経て、6月4日の本会議で「異議なし」により承認された²³⁾。

条約承認案件は、ただちに参議院に送付され、6月4日、6月6日、6月18日、6月20日の各外務委員会による4日間延べ16時間45分の審議を経て、6月24日に参議院本会議において全会一致をもって承認された²⁴⁾。

同条約は、翌1985年6月25日に、安倍晋太郎外務大臣の手により、外務大臣室において、来日中のデクエアル国連事務総長に批准書が寄託され、条約第27条1項の規定により、30日後の同年7月25日に日本に対する効力を発生した。

ここでは、後の条約実施に直接影響を与えている主な論点に絞って、承認国会での議論を紹介する。

(1) 条約批准の意義・締約国の義務

安倍晋太郎外務大臣が、次のように述べているのは、まったく正鵠をえている。

「この条約を批准するということは、これからの新しい時代、21世紀に向ってのまさに男女差別のない、そして女性の基本的人権とか人間の威厳とかいうものに対しての非常に大きな理解を掲げたわけだから、これからこの条約を批准した後にこの条約を守ることが日本の義務になるわけであり、この義務に従って、いろいろな問題をその方向に向って努力して解決していくということが、これからの大きな課題になってくるわけで、そういう意味ではまさに新しい時代の幕開けだということもいえないわけではないと思っている。」

「条約を批准した以上は、条約というものが政府を国際的に縛るわけだから、政府としてその条約の趣旨を今後とも誠実に履行していくことは当然のことであろうと思う²⁵⁾。」

「この条約を批准する以上は、これを誠実に遵守していくのが当然のことと考える。条約締結後も、条約の要請を誠実に履行するために適当な措置を遅滞なく講じていくのが、政府の責任であろうと思う²⁶⁾。」

「宣言と比較しても、条約は男女について母性保護以外はすべて平等であるという立場をとっており、これまでにない極めて画期的な考え方ではないかと思っている。いわゆる基本的人権というか、人間の尊重、尊厳をはっきりうたった包括的な条約であって、日本もこれに加入することによって条約の趣旨を生かして、今後まだ日本に残っている問題を解決し、条約の趣旨が完全に履行されるよう努力していかなければならないと思っている。²⁷⁾」

「条約を締結した以上は、日本としても、これを誠実に実行しなければならぬ義務が国際的にも新しく付与されるわけで、まだまだ国内法の体制等についても十分でない点がある。あるいはまた、国内の慣習その他についても、条約の究極の目的を目指していくためには、ひとつ国民的な理解を求めてやっていかなければならない面も随分あると思う。この条約の完全にその目標を達成するように、まだ時間はかかると思うが、腰を据えて取り組んでいかなければならない²⁸⁾。」

斉藤邦彦外務大臣官房審議官も、条約締結国の義務を、明確に次のように述べている。

「わが国が締結した条約については、わが国全体として当然これを誠実に遵守する必要がある。この場合、わが国ということには、国会も含まれる。従って、今後国会が自己の立法権あるいは予算制定権その他の機能を行使するに当たって、わが国が締結した条約に違反しないように行動する義務が生じると考える²⁹⁾。」

条約承認審議の際の外務大臣および外務省審議官の回答には、まったく矛盾がない。条約が、画期的な男女平等論に立脚していること、条約を批准する以上、わが国全体として、政府も立法府も（当然司法府も）、これを誠実に遵守し、条約の趣旨を生かして、日本に残存する国内法制も含めた問題を解決しなければならない、としている。この見解が、その後20数年の実行の中で必ずしも活かされてこなかったところに問題がある。

(2) 条約の「漸進性」

条約承認時の議論で、もっとも禍根を残したのが、「条約の漸進性」という議論である。

安倍外務大臣は、家庭科教育の同一課程化が、将来の方向性を根拠に、条約批准に向うことの是非を土井たか子衆議院議員から質問されたのに対して、「今の家庭科の問題については、検討会の結論が出たわけである。今ここで、ストレートに実現するというではないが、これは条約における漸進性という立場からある程度の一定の期間の後に実現する、こういう1つの合意ができたわけで、これで条約批准の準備、条件は整ったということだ³⁰⁾」と答えている。

また、江田五月衆議院議員の「漸進性とは、どういうことか」という質問に対して、斉藤審議官は、「この条約は、究極的には条約第1条に定義されている『女子に対する差別』を撤廃

することを目的としている。しかしながら、この条約が対象にしている事項は、社会状況の変化や進歩、人間の意識と深い関係がある。したがって、この条約自体も、男女平等の達成には相当長期的なプロセスが必要であると認めている規定がある。この点は、条約の審議経緯等に照らし合わせても明らかである。したがって、条約批准時にこの条約の規定のすべてを 100% 満足していることが必要ということではなく、それぞれの締約国が自国の状況に応じて、この条約の目的を相当程度の実効性を持って確保できる措置をとっていれば、この条約の批准時における義務を果たしたという意味において、漸進性が認められているということを説明している次第である。」

さらに、江田議員の「つまり、現実の世の中の今の姿と、この条約がこういうふうにならなければいけないということに開きがある。けれども、この条約は啓蒙的な目標を持っているのでそちらの方向へ行こうとみんなが努力する、その一步が踏み出されていれば条約の批准はできるということであろう。しかし、一步踏み出した、そこで止まってしまったら、それは漸進性を満たしているといえるのか。やはり少しずつ前へ進んでいないと、漸進性を満たしているとはいえないのではないか」という質問に、斉藤審議官は、「我々としては、その方向に向けて一步踏み出したというだけでは不十分だと考えており、何がこの漸進性のもとで認められる適当な措置かということは、各締約国政府が具体的状況の中で自主的に判断する次第だが、それぞれの事情のもとにおいて最大限の努力をして、相当程度の実効性を持って条約を実施できるような措置をとらなければいけないというふうを考える³¹⁾」と述べた。

この漸進性という議論は、締約国の差別撤廃義務を定める条約第 2 条柱書きが、女性に対する差別を撤廃する政策を……「追求する (to pursue)」という単語の語感から導き出されているように思われる。しかし、これには、「すべての適当な手段により、かつ、遅滞なく (by all appropriate means and without delay)」という修飾語がついているのであって、ここではむしろ「遅滞なく」に力点が置かれているとみるのが妥当である。斉藤審議官の「条約の審議経緯等に照らし合わせても明らか」という根拠も見出せない³²⁾。

ここでは、条約第 2 条 (e) が差別となる「慣習及び慣行を修正しまたは廃止するためのすべての適当な措置 (立法を含む。) をとること」としていることから、ただちに 100% の達成は不可能としているように思われる。しかし、安倍外務大臣の指摘する家庭科の教育課程の改革は、法制度の問題であって、ただちに措置をとることが可能であり、慣習・慣行についても差別撤廃に向けた措置をとるのは、遅滞なく行うべき締約国の義務である。

「漸進性」が、あたかもこの条約の性質であるかのような誤解が政府内部にあるように思われ、この解釈が、条約の実効性を著しく阻害してきたといえる。

(3) 第 1 条「女性差別の定義」と皇室典範

久保田真苗参議院議員の「外務省は、天皇が憲法第 1 条にあるとおり『日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴』であるから、婦人の人権と基本的自由という範疇に入らないと解釈している。しかし、国の象徴であると憲法に決められているものが絶対的に女性を排除してい

ることについて、私は非常に遺憾に思う。外務大臣は、どう思うか」という質問に、安倍外務大臣は、「皇位継承資格が男系男子の皇族にかぎられていることは、本条約第1条に定義される『女子に対する差別』には該当しないと解釈している。ただ、諸外国の王位継承等について、今後その動きに十分注意を払って情報の収集を進めていきたい」として、含みのある回答をした。つまり、政府は、皇族を国民として位置付けていないのであって、そこに問題の根源がある。

山田中正外務省国際連合局長は、「王位継承資格を男女同等に扱っている国としては、スウェーデン、オランダがある。王位継承資格を男女ともに認めてはいるが、男子に優先を与えている国に、英国、デンマーク、スペイン、ルクセンブルグ、タイがある。王位継承資格を男子に限定している国に、ノルウェー、ベルギー、ヨルダン、サウジアラビア、ネパールがあると承知している」と答えている³³⁾。

これらの中で、スペイン、ルクセンブルグ、ベルギーは、条約加盟に当たって、王位継承に関する留保をしており、英国は、解釈宣言をしている。日本の皇室が特別という根拠はないのであって、留保をしていない限り、条約との整合性の問題が残っている。

(4) 第16条「婚姻家族関係における差別撤廃」と民法

[待婚期間]

永井紀昭法務省民事局参事官は、「世界的に見ると、まだ待婚期間を認めている法制は沢山あり、特段男女差別には当たらないと考える。法務省の法制審議会でも過去何度か検討したが、廃止するというところまでは至っていない。6か月が長いかどうかという、諸外国に比べれば、短い方である」と答えつつ、「法制審議会で、あるいは婚姻、離婚、親子についてもう一度再検討する機会があるのではないかと思う³⁴⁾」と結んでいる。

[婚外子の相続分]

永井参事官は、「この問題は、昭和55年の法律改正のときに一度議論があったが、世論調査等により、国民の大半が反対という意見で見送られた。これは、男女の差別ではなく、もっと違った観点からの差別の問題ではないかと考える」、「世界的にも、やはり非嫡出子については、嫡出子と異なった取り扱いをしている法制は多数ある。また、我が国の実際の非嫡出子は、出産者の出生子の約1%弱であり、西欧の20%、30%という国とは状況が違う。しかし、ご指摘の考え方も十分うなずけるので、今後検討しなければならないと考えている³⁵⁾」と回答した。

[夫婦の姓]

抜山映子参議院議員からの「もし、婚姻前の姓を称することができるという弾力的な扱いがあれば、働く女性、社会的に活躍する女性にとって朗報になると思うが、法務省の見解は」という質問に対して、永井参事官は、「夫婦別姓は、法制審議会で過去2回検討されたことがある。2回とも支持されなかった理由に、我が国において夫婦同姓の原則が戸籍制度と相いまち非常に社会に定着していること、別姓を取り入れることによる社会生活上の混乱が予想されること、夫婦別姓にすると戸籍制度の根幹を全面的に変え、個人登録にしなければならないこと

が挙げられる」と回答した。

さらに抜山議員が、「世界的に見ると、中華人民共和国、韓国、ベトナムは別姓だし、ヨーロッパでは、結合姓を認める西独、女性も旧姓を失わないフランス、別姓にするか共通姓にするか婚姻時に決定するソヴィエトなど、選択の幅を認めている。日本の夫婦同姓も明治9年以降のことであり、大昔からの伝統ではない。望む夫婦については、妻の旧姓使用を認めてもいいのではないかと尋ねたのに対して、永井参事官は、「世界的に見ると、各国とも身分登録の制度や、伝統や社会慣行に裏付けられたいろいろな考え方がされていると思う。法制審議会でも、夫婦別姓は現実論としてなかなかとりにくいということで、何度も検討しているというのが実情である」と回答し、抜山議員が、「離婚に際して、旧姓を使用できるようにしたと同じ理由で、結婚のときに姓が変わらないで済むということは、非常に恩典だと思う。長男長女同士の結婚が多くなったことも考慮されるべきだ³⁶⁾」と結んだ。

待婚期間の男女差は、条約第16条1項(a)の「婚姻する同一の権利」に反している。婚外子の相続差別は、同条1項(d)が、「子に関する事項についての親（婚姻しているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である」として、わざわざ婚姻をしていない場合を想定し、子の利益を至上としている規定に違反しているのであって、「男女の差別ではなく、もっと違った観点からの差別の問題」とするのは当たらない。「夫婦の姓」についても、同条1項(g)に、「夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む)」と述べており、明らかにこれに反している。姓の選択は、人格権の問題であり、その主体である個人に任されるべきである。

1996年2月、これらを含む民法改正要綱が法制審議会から答申³⁷⁾されたが、10数年を経ても国会に上程されていない。韓国をはじめ世界各国で家族関係法制の男女平等へ向けた改正が行われる中、人間の生き方そのものの根幹における不平等にメスを入れ、条約違反を解消しない限り、日本の男女共同参画は進まない。

4. 「総括所見」にみる CEDAW からの要請と日本の課題

条約は、実施措置として、第18条で締約国に4年毎の報告義務を課し、第17条にモニター機関としてCEDAWの設置を定めている。1999年に選択議定書が採択され、個人通報制度と調査制度が導入され、その締約国は、186国の条約締約国中99か国となった(2009年11月現在)。しかし、日本はそれに含まれていないため、国際的な実施措置は、報告制度のみである。

締約国は、条約が効力を発生してから1年以内に第1次レポートを、その後は少なくとも4年毎に定期レポートを国連事務総長に提出し、CEDAWによる審議が行われる。これには、政府代表が招かれ、CEDAW委員との間で「建設的対話(Constructive dialogue)」が行われ、審議の結果は「総括所見」として各国にフィードバックされる。また、CEDAW第40会期(2008年)から「総括所見」のうち2項目以内の「フォローアップ項目」が指摘され、緊急に取り組

まなければならない課題が明示されることになった。

日本は、第1次レポートを1987年5月に提出し、それを対象とする第1回日本レポート審議は、第7会期CEDAWで1988年2月18、19の両日行われた。経済発展と女性の地位のギャップに委員の関心が集中した。条文ごとの丁寧な審議が行われたが、初回でもあり、条約批准を前に国籍法の改正をしたり、男女雇用機会均等法を制定したりしたことや、前日の130項目を超える質問に質問者の名前を挙げて回答したことなどが評価され、むしろ和やかな雰囲気「建設的対話」であった。レポート作成にNGOの意見を聞いたかという質問に、政府代表が、これは日本政府のレポートであってNGOの意見を聞く必要はないと答えたこと、赤松良子CEDAW委員が、とくに発言を求め、夫婦別姓の導入をコメントしたことが印象に残っている。CEDAWは審議をしたまま終了し、「最終コメント」は作成されなかった³⁸⁾。

第2回は、第13会期CEDAWで、1994年1月27、28日に、第2次レポート(1992年2月提出)と第3次レポート(1993年10月提出)の一括審議が行われた。この会期の最大のテーマは、第2次世界大戦中の戦時「慰安婦」に対する暴力の問題であった。前年のウィーンにおける世界人権会議、翌年の北京世界女性会議を控えて、この問題は避けては通れないことだった。この会期から、CEDAWは、国別「最終コメント(Final Comments)」を公表することになった。しかし、日本の「最終コメント」は、この会期ではまともならず、翌年半数が新委員で構成された第14会期で公表された。初期の事例とはいえ、その対応には疑問が残った³⁹⁾。

第3回は、第29会期CEDAWで2003年7月8日に、第4次レポート(1998年7月提出)と第5次レポート(2002年9月提出)の一括審議が、何と9年半ぶりに行われた。日本としてはこの回から、会期前作業部会による「リスト・オブ・イシューズ(質問事項)」が作成されるようになり、それとともに会期前作業部会と審議の行われる会期中に、いずれもCEDAWの会合の開催される場所で、NGOからのヒヤリングが行われるようになった。そこで、NGOは、条約に関心をもつ23のNGOが第1次JNNCを結成し、会期前作業部会に5団体13人が参加し、7月の本審査を16団体57人が傍聴した⁴⁰⁾。その結果、審議、「最終コメント」とも、かなりの部分でNGOの意見が取り入れられた。

第4回は、第44会期CEDAWで、2009年7月23日に、第6次レポート(2008年4月提出)を対象に審議が行われた。第2次JNNCには、45団体が参加し、国連を舞台に前回の経験を生かして統一のとれたNGO活動を行った。ジュネーブで2008年11月10日に開催された会期前作業部会のロビーイングに12人が参加、2009年7月のニューヨークのCEDAW審議は84人が傍聴した。日本レポート審議の前日、国連本部第2回議場で開催したJNNCのランチブリーフィングは、壮観だった。日本女性の現状について、CEDAWメンバー13人とNGOとの本番さながらの意見交換ができた。日本レポートの審議としては、今回はじめてチェインバー制になり、CEDAWメンバーの半数11人が、日本レポートの審議にあたった。他の人権条約機関との統一を図るため、これまでの「最終コメント」が「総括所見」に名称変更し、前回よりも更に充実した内容のコメントが、8月に公表された⁴¹⁾。

本章では、2回の「最終コメント」と「総括所見」から、CEDAWによる日本への要請を探り、条約実施に対する日本の課題を探りたい。

(1) 第2回日本レポート審議の「最終コメント⁴²⁾」(1994年)

「最終コメント」は、〔序〕〔積極的に評価できる点〕〔重要関心事項〕〔提案および勧告〕の4部構成である。全体で9パラグラフ、〔提案および勧告〕は、わずかに3パラグラフであった。以下、主要な項目を紹介する。

〔重要関心事項〕

- ① 日本は、総合的な資源開発では世界2位なのに、女性の社会経済的地位を斟酌すると14位に下がる。経済プロセスに女性を参加させることに、政府が無関心なのではないか？
- ② 条約の実施を妨げる障害についての批判的分析に欠ける。
- ③ 男女雇用機会均等法の導入にもかかわらず、個々の差別が存在する。
- ④ アジア諸国からの女性に対する性的搾取や第2次大戦中の女性に対する性的搾取に対する反省がない。

〔提案および勧告〕

- ① レポート作成に当たって、女性NGOとの有効な対話をもつように要請する。女性が私生活や職場で直面している法的差別や役割の差別を明らかにし、克服するための措置をとること。
- ② 移住女性に対する性的搾取について性産業の詳細な情報を提供するように要請する。日本政府は、戦争に関する犯罪の処罰はもちろん、現在の問題に対処するため、特別かつ効果的な措置を講じること。
- ③ 私企業による男女雇用機会均等法遵守を確保し、私企業における昇格および賃金に関して、女性が直面している間接差別に対処するためにとった措置を報告すること。

〔日本の対応〕

1995年には北京世界女性会議があり、5,000人を超す日本女性が参加した。このことによる直接間接の影響は大きく、1999年には男女共同参画社会基本法の制定が行われ、各地で男女共同参画条例が策定された。

戦時「慰安婦」問題に対処するため、政府の主導で、「アジア女性平和国民基金」が設立されたが、個別補償を国民からの募金に頼ったため、かえって問題を複雑化することになった。

基本法制定やCEDAWレポートの策定などにパブリックコメントを求め、内閣府とNGOとの対話が試みられるようになった。これが、さらに実質的なものになることが望まれる。

間接差別の問題は、CEDAWの「最終コメント」にも関わらず、1995年から2002年秋までまったく手つかずのままであった。

(2) 第3回日本レポート審議の「最終コメント⁴³⁾」(2003年)

「最終コメント」は、〔序〕〔積極的に評価できる点〕〔主要な問題領域および勧告〕の3部構成になり、〔主要な問題領域および勧告〕は、懸念の表明のパラグラフと勧告のパラグラフが

セットになった。全体で、42パラグラフ、〔主要な問題領域および勧告〕だけでも、22パラグラフにのぼり、質量共に前回とは比較にならない充実した「最終コメント」になった。これは、JNNCの国連におけるロビー活動の成果と言っても過言ではない。以下は、「最終コメント」の要旨である。

〔主要な問題領域および勧告〕

- ① 間接差別：国内法に差別の定義がないことに懸念を表明し、条約第1条に基づいて、直接差別および間接差別の両方を含む、女性に対する差別の定義を国内法に盛り込むことを勧告する。
- ② ステレオタイプ：日本では、家庭や社会における男女の性別役割分担について、根強く固定的なステレオタイプが存続している。CEDAWは、教育において、人権教育と男女平等研修を含む総合的なプログラムを開発・実施することを勧告する。子育ては、母親父親双方の社会的責任であるという認識を普及させることと、政府が意識啓発キャンペーンを強化し、メディアが男女の平等な立場や責任を肯定するイメージの発信をすることを奨励するよう勧告する。
- ③ ドメスティックバイオレンス（DV）、女性移住労働者、戦時「慰安婦」：CEDAWは、日本政府に対し、配偶者暴力防止法の対象を拡大して多様な暴力の形態を含めること、強かんに対する刑罰を重くすること、近親かんを個別の犯罪として刑法に規定すること、戦時「慰安婦」問題に永続的な解決策を見出すための努力をすることを勧告する。
- ④ 人身売買：CEDAWは、日本政府が女性と少女の人身売買と闘うために、さらなる努力をすることを勧告する。包括的な戦略を策定し、加害者の処罰をするために、体系的に監視し、詳細なデータを収集することを求める。
- ⑤ マイノリティ女性：CEDAWは、次回レポートでは、日本におけるマイノリティ女性の状況について、教育、雇用、健康、暴力に関する情報を提供することを求める。
- ⑥ 意思決定への女性の参画：政治的公的活動における意思決定への女性の参画率を増加させるための方策、とりわけ条約第4条1項に基づいた暫定的特別措置をとることを勧告する。
- ⑦ 雇用差別および職業と家族的責任との両立：CEDAWは、日本政府に男女雇用機会均等法の指針を改正し、とくに条約第4条1項の暫定的特別措置を活用して、労働市場における男女の事実上の機会の平等を加速させるために、政府の努力を拡大することを強く要請する。CEDAWは、家族のおよび職業的責任の両立を可能にするための措置を強化し、男女の平等な家事分担を促進し、女性に期待される固定的な役割の変化を奨励することを勧告する。
- ⑧ 民法上の差別規定、婚外子差別：CEDAWは、政府に、民法の中にいまだに残る差別的な条項を削除し、立法や行政事務を条約に適合させることを求める。
- ⑨ 人権擁護法案：CEDAWは、人権擁護法により提案されている人権委員会が、いわゆる「バリ原則」に沿って設置されることを勧告する。

- ⑩ 選択議定書：CEDAW は、選択議定書の批准を日本政府が引き続き検討することを要請する。選択議定書によって形成される制度は、司法の独立性を強化し、女性に対する差別への理解をすすめる上において司法を補助するものであると強く信じる。
- ⑪ 次回のレポートに盛り込むべき内容：2006年に提出すべき次回のレポートで、この「最終コメント」でとりあげた個々の問題に回答することを強く要請する。
- ⑫ 「最終コメント」の周知：国民すべて、特に行政官・公務員および政治家に、この「最終コメント」の内容が、広く周知されることを要請する。
- ⑬ 他の国連文書への言及：関連の国連会議、サミットおよび特別会期において採択された文書のジェンダーに関する側面を考慮し、CEDAW は、日本政府に、これらの文書のうち、条約の条項に関する事項を次回のレポートに含めることを要請する。

〔日本の対応〕

「最終コメント」の内容は、部分的ではあるが、司法・行政・立法それぞれに影響を与えた。まず、2003年12月、大阪高等裁判所での住友電工賃金差別訴訟について、原告に有利な条件で和解が成立した。間接差別に言及した和解勧告の背景には、「最終コメント」の影響が顕著であった⁴⁴⁾。

第2に、行政分野では、2004年7月、男女共同参画会議の苦情処理・監視専門調査会が、「国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について」という報告書を発表し、その中で、CEDAW「最終コメント」の分析をし、「間接差別」「女性に対する暴力」「人身取引」「暫定的特別措置」「女性差別撤廃条約選択議定書」の5項目についての見解を明らかにした。

第3に、立法分野では、配偶者暴力防止法の一部改正（2004年6月2日公布）、刑法の強かん罪の重罰化、戸籍法施行規則改正（戸籍における婚外子の父母との続柄記載の変更、2004年11月1日）が、行われた。少し遅れて、2006年6月21日、限定的ではあるが、間接差別の禁止を含む男女雇用機会均等法改正が公布された。

JNNC は、2004年と2006年の2回、関係省庁とフォローアップ交渉を開催するなど、「最終コメント」の実施に向けた取り組みを行った。しかし、保守的傾向の強い安倍政権になると、ジェンダー平等論は影をひそめ、いわゆるバックラッシュ派が優勢となり、教育基本法から男女共学を定める第5条が削除されるなど、「最終コメント」は棚上げの様相を呈した。

(3) 第4回日本レポート審議の「総括所見」（2009年）

他の人権条約機構との協調が進む中、CEDAW の「最終コメント」は「総括所見（Concluding Observations）」と名称を変え、コメント項目も一律なものに整理された。全体で60項目、〔主要な問題領域および勧告〕だけでも48項目と質量とも前回の倍の分量になった。また、CEDAW でも「総括所見」中の2項目以内について、2年以内の期限をつけたフォローアップ項目を設定することになった⁴⁵⁾。以下、「総括所見」の要旨を記載する。「総括所見」は、基本的にCEDAW から日本政府への要請であり、主語が省略されている場合は、CEDAW を指し、要請の対象は、日本政府を指している。

[主要な問題領域および勧告]

- ① 締約国の義務 (para.13) : 日本政府に対し、締約国が条約のすべての条項を実施する義務を負っていることを想起し、この「総括所見」をすべての関係省庁、国会、裁判所に送付するよう要請する。
- ② 国会 (para.14) : 政府は、この「総括所見」の実施のため、必要な場合には、措置をとることを国会に要請すべきである。
- ③ 前回の「最終コメント」 (paras.15-16) : 前回の「最終コメント」の勧告が、取り上げられていないことを遺憾に思う。日本は、差別の定義、民法における差別規定、条約の周知、雇用における女性の状況と賃金差別、公選によるハイレベルの機関における女性の過少代表の改善に取り組んでいない。CEDAW は、前回の勧告事項と今回の「総括所見」の各事項に取り組むあらゆる努力を要請する。
- ④ 差別的立法 (paras.17-18) : 世論調査の結果は、差別的法律の廃止が行われない理由にはならない。婚姻最低年齢を男女とも 18 歳にすること、再婚禁止期間の廃止、選択的夫婦別姓制度の導入に関する民法改正と、婚外子とその母を差別する民法および戸籍法の改正に直ちに着手するよう要請する。CEDAW は、批准により締約国は、国内法制を条約に一致させる義務を負っていることを指摘する。
- ⑤ 条約の法的地位および周知、選択議定書の批准 (paras.19-20) : CEDAW は、日本国憲法第 98 条 2 項が、批准条約に国内法的効力を認めているにもかかわらず、条約が自動的に実施されず、裁判で直接適用されていないことに懸念を表明する。日本が、女性差別撤廃条約を法的拘束力のある国際文書であることを認めるよう要請する。条約の精神、目的、内容が裁判で活用されるよう、条約と一般勧告を、裁判官、検察官その他の法曹に啓発することを勧告する。条約とジェンダー平等について、公務員の意識啓発する方策をとることを勧告する。CEDAW は、選択議定書の批准の検討を繰り返し勧告する。選択議定書にあるメカニズムは、司法の条約直接適用を進め、司法の女性差別に対する理解を助けるものであることを繰り返し表明する。
- ⑥ 差別の定義 (paras.21-22) : 公法私法ともに、直接差別・間接差別を包含する女性に対する差別の定義が存在しないことが、日本における条約の完全実施の障害になっている。CEDAW は、日本が条約第 1 条の女性に対する差別の定義を国内法に完全に組み込むための緊急な措置をとることを要請する。
- ⑦ 国内人権機構 (paras.23-24) : 前回の「最終コメント」や他の人権条約機構の指摘にもかかわらず、日本がいまだに国内人権機構を設置していないことに遺憾の意を表す。CEDAW は、日本が人権理事会の UPR の回答 (A/HRC/Add.1,para.1 (a)) により、明確な時間内に独立の国内人権機構を設立することを勧告する。
- ⑧ 女性の地位向上のための国内本部機構 (paras.25-26) : CEDAW は、男女共同参画担当大臣と男女共同参画局の資金的人的資源の増大と本部機構の強化を勧告する。条約を第 3 次男

女共同参画基本計画の法的枠組みとして活用することを勧告する。

- ⑨ 暫定的特別措置（paras.27-28）：CEDAW は、条約第 4 条 1 項および一般勧告第 25 号に基づき、すべてのレベルでの意思決定に参加する女性を増加させるため、数値目標・タイムテーブルを設定し、とくに雇用分野、大学、政治的公的分野で暫定的特別措置をとることを要請する。
- ⑩ ステレオタイプ（paras.29-30）：CEDAW は、日本におけるバックラッシュ報道と家父長的態度に深く根ざしたステレオタイプの存在に懸念を表明する。執拗に持続するこれらの事柄は、メディア、教科書、教材の反映であることに留意する。メディアでのポルノの増加にも懸念する。女性の過度な性的描写は、女性を性的対象としてみるステレオタイプな認識を強化し、少女の自尊心の低下をもたらす。CEDAW はまた、公的地位にある人の男女差別発言が多く、ことばの暴力を予防し、罰する措置がとられないことに懸念をもつ。CEDAW は、条約第 5 条の求める男女の固定的な役割分担の変更を推進するようマスメディアに奨励するよう勧告する。すべての教育機関等に研修を行うとともに、男女のステレオタイプを撤廃するためにすべての教科書・教材の改訂を速やかに完了することを要求する。公務員が女性の品位を下げ、女性を差別する家父長制に貢献するような侮蔑的発言をしないよう、ことばの暴力の刑罰化を含めた方策をとることを懇請する。日本がメディア産業に自己規制を含む自発的な取り組みをするよう措置をとることを要請する。
- ⑪ 女性に対する暴力（paras.31-38）：CEDAW は、前回の審議後の DV 法改正を歓迎する。日本が、一般勧告第 19 号を完全に活用することを要請する。女性に対する暴力に関する施策を強化し、保護命令発令のスピードアップをし、被害者のための無料 24 時間相談ホットラインを開設することを勧告する。移住女性、マイノリティ女性など弱い立場の女性への質の高い支援サービスを提供することを勧告する。公職にあるもの、とくに警察官、裁判官、保健担当職員、ソーシャルワーカーが関係法律を熟知し、女性に対する暴力に敏感で、被害者に適切な支援ができるよう要請する。

性暴力犯罪が親告罪であること、近親かん、夫婦間レイプが刑法上の犯罪として定義されていないことに懸念を有する。親告要件を削除すること、性的暴力の定義をすること、強かん罪の重罰化、近親かんを犯罪とすることを要請する。

強かん、集団レイプ、ストーカー行為、少女・女性への性的いたづらを売り物にするポルノビデオゲームや漫画に反映されている日本における性的暴力の常態化を懸念する。これらのビデオゲーム・漫画が、児童買春・児童ポルノ禁止法の法的定義外であることが問題である。CEDAW は、女性・少女に対する性的暴力を常態化し、促進しているビデオゲーム・漫画の販売を日本が禁止することを強く要請する。政府代表が、審議中に口頭で保障したように、児童買春・児童ポルノ禁止法の改正にこの問題を含ませることを勧告する。

日本が第 2 次世界大戦中の被害者である「慰安婦」問題に最終的解決を見出せないこと

を遺憾に思うとともに、「慰安婦」問題が、教科書から削除されたことに懸念を表明する。被害者への補償、犯罪者への処罰、こうした犯罪への一般への教育を含む「慰安婦」問題への最終的解決を見出すよう、緊急に努力することを重ねて勧告する。

- ⑫ 人身売買（取引）および売買春からの搾取（paras.39-40）：人身売買の被害者を保護・支援する方策をとり、女性の経済状況を改善する努力をすること、売買春・人身売買の被害者である女性・少女のリハビリ・社会復帰のための方策をとることを要求する。「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（とくに女性および児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を批准することを要請する。
- ⑬ 政治的・公的生活における平等参加（paras.41-42）：男女の事実上の平等を実現するため、条約第4条1項および一般勧告第25号に基づき、特別措置の実施を通じて、政治的・公的生活での女性の参加を拡大するための努力を強化することを要請する。次回レポートに、政治的・公的生活、大学および外交官における移民およびマイノリティ女性を含む女性の参加のデータ・情報を提出することを要求する。条約第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条の実施を加速するために、クォータ、ベンチマーク、ターゲット、インセンティブなど可能な方策の使用を要請する。
- ⑭ 教育（paras.43-44）：CEDAWは、教育基本法に男女平等の推進を再び組み入れることを真剣に検討することを勧告する。第3次男女共同参画基本計画で、大学における女性教員の割合を20%から最終的に男女同比率になるよう促進することを勧告する。
- ⑮ 雇用（paras.45-46）：雇用機会均等法に基づく行政指針の「雇用管理区分」が、女性を差別するコース別制度を取り入れる余地を与えうることに懸念を有する。条約およびILO第100号条約に基づく同一価値労働同一賃金の原則を確認する規定が労働基準法にないことを懸念する。CEDAWは、日本に対し、条約第11条の完全遵守を達成するために、労働市場における事実上の男女平等の実現を優先課題とすることを要請する。男女の職務分離をなくし、賃金格差をなくすとともに、妊娠・出産の場合の女性の違法な解雇の慣行を予防する措置として、条約第4条1項および一般勧告第25号に基づく暫定的特別措置を含む具体的措置をとることを勧告する。
- ⑯ 家庭と職業生活の調和（paras.47-48）：CEDAWは、男女が育児・家事の適切な分担を行うための意識改革を行うとともに、パートタイム従事者のほとんどが女性である状況を改善し、男女が家庭と仕事の両立を図るための支援の努力をすることを奨励する。男性がもっと育児休業を利用するよう奨励することを要請する。
- ⑰ 健康（paras.49-50）：日本女性の「HIV/エイズを含む性感染症の罹患率の上昇を懸念する。CEDAWは、可能であれば、一般勧告第24号、北京宣言・行動綱領に従い、人工妊娠中絶を行った女性が罰せられる刑法の改正を勧告する。
- ⑱ マイノリティ女性（paras.51-52）：日本が、マイノリティ女性の差別を撤廃する措置をとっていないことを遺憾に思う。CEDAWは、マイノリティ女性の代表を意思決定機関に任命

することを要請する。マイノリティ女性の状況に関する情報を提供するよう、前回の要求を繰り返す。アイヌ先住民、被差別部落、在日コリアン、沖縄女性などのマイノリティ女性の状況に関する総合的研究の実施を要請する。

- ⑲ 弱い立場の女性グループ（paras.53-54）：農山漁村女性、シングルマザー、障害をもつ女性、難民・移民女性など弱い立場の女性グループについての情報・統計がないことに留意する。弱い立場の女性たちの特別なニーズを考慮にいたれたジェンダー政策・プログラムの採択を要請する。
- ⑳ 北京宣言・行動綱領（para.55）、ミレニアム開発目標（para.56）、他の条約の批准（para.57）、普及（para.58）、総括所見のフォローアップ（para.59）、次回報告の期日（para.60）：とくに、総括所見のフォローアップでは、para.18,para.28の2項目が、2年以内のフォローアップ項目に指定され、2年以内に関し実施に関する詳細な書面による情報提供が要求された。

〔日本の課題〕

第4回レポート審議に対するCEDAWの「総括所見」は、国連の委員会がここまで日本の状況を細部まで熟知しているのかと感動をおぼえるほど充実した内容のものだった。それは、ひとえにJNNCに結集した45のNGOが、あらゆる機会を捉えて情報提供をした成果である。ジュネーブやニューヨークでのロビー活動に加えて、CEDAW委員を日本に招聘したNGOもあった。また、口頭のロビー活動以外にも、NGOジョイントレポートと、それぞれのNGOレポート、それにCEDAW会期前作業部会からの「リスト・オブ・イシューズ」へのNGO回答を一括して郵送した。こうした水面下での努力が、7月22日のJNNCランチブリーフィングに結晶したとっていい。国際人権におけるNGOの重要性は、計り知れない。

赤松良子元CEDAW委員の「総括所見」の感想は、「CEDAWは苛立っている」というものであった。CEDAWは、いったい日本は条約締結国の義務をどう考えているのか、日本は条約実施の義務を負っていることを想起せよ、「総括所見」の実施のために国会が必要な措置をとるよう奨励せよ、前回の「最終コメント」の勧告事項の実施されなかった点と今回の「総括所見」の実施のためにあらゆる努力をせよ、とっている。

これらは、まさにCEDAW審議を直接傍聴した筆者が指摘したかったところである。民法改正が進まない理由を問われた法務省は、2度も繰り返して、世論調査の動向を注視していきたいと回答し、間接差別の定義が限定的な点を質問された厚生労働省の回答は、何を遵守すべきか社会的合意がなかったことを理由にあげた。CEDAW委員からは、日本は、条約を批准したのだから、女性差別撤廃条約によって法的に拘束されているのであって、世論の問題ではない、と明確に指摘された⁴⁶⁾。こうした省庁の態度に、条約承認審議の際の「漸進性」の議論が想起された。

これだけ包括的な「総括所見」がでた以上、男女共同参画会議に女性差別撤廃条約専門調査会をつくり、ひとつひとつ課題を検討し、誠実な実施を早急に手がけなければなるまい。

おわりに

「第1章 女性差別撤廃条約制定過程」で見たように、日本政府の議論は、ことごとく男女平等促進に水を差すものであった。そこに現れたのは、日本の保守主義を守ろうとする法務省、文部省を中心とする官僚の思惑であった。労働省は少し別の角度からのアプローチだったが、いずれにせよ、男女平等の見地からの発言とまでは言い難かった。結局、日本の政策決定の中枢にも、経営陣にも、男女平等に対する理解が決定的に欠けていたと言わなければならない。なぜ、男女平等の理念から条約制定に積極的に関わろうとする人がいなかったのか、残念でならない。

もちろん、1979年の国連総会第三委員会には、赤松良子・国連公使（政府代表）、中村道子・政府代表代理がおられ、非常に熱心に参加された。中村政府代表代理は、元祖帰国子女の英語力を活かし、作業部会の分かりにくい不正規発言をフォローしておられたし、赤松公使は、ときによっては、本省からの「請訓」をえることに反抗されたりもした。しかし、その後のお二人のご活躍からすると、そのときのスタンスは、私には物足りなさを否めない⁴⁷⁾。

2000年代になると障害者の権利条約の制定過程には、'Nothing without us.'⁴⁸⁾のキャッチフレーズで、障害者団体の代表がかかわった。この当事者がかかわるということは、まことに重要である。女性差別撤廃条約の制定過程でも、国際大学婦人連盟などいくつかの国際的なNGOがかかわった記録があるが、日本の女性NGOの参加があれば、条約制定への日本政府の態度は、もう少し違ったものになっていたのではないかと思う。

「第2章の条約承認審議」では、安倍外務大臣の真摯な答弁が注目される。安倍大臣は、条約批准は、男女差別のない女性の基本的人権が尊重される新時代の到来を意味し、条約の要請を誠実に履行するために適当な措置を遅滞なく講じていくのが、政府の責任であろう、と述べていた。政府が、この態度をその後も貫いていたら、2009年のCEDAWの苛立ちや「総括所見」のような指摘にはならなかった筈である。他の諸国のように男女平等に向けた施策が積み重ねられてきていれば、決して世界経済フォーラムの男女平等度が、98位（2008年度）などにはならない。総論賛成、各論反対では、時代は動かない。

女性差別撤廃条約は、法的拘束力のある条約である。日本国憲法第98条2項は、「日本国が締結した条約は、……これを誠実に遵守する」と規定しており、自動執行性のある条約は、直接適用されるというのが通説である。しかし、実際には、条約が裁判規範となった事例はほとんどない。せっかく条約によって権利が保障されても、国内裁判所で救済されなければ、画餅にすぎない。

この状況を改善する最上の策は、選択議定書の批准である。選択議定書には、個人通報制度と調査制度を規定している。個人通報制度は、国内の制度を尽くしても、条約上の権利侵害が救済されなければ、女性差別撤廃委員会に申し立てることができるという制度である。もし、選択議定書を批准すれば、国内裁判所も当然、条約を使わざるをえなくなる。女性たちは、条

約を国内でも国際的にも使えるようになるのである。既に 99 か国が締約国になっているこの制度への一刻も早い加盟を望みたい⁴⁹⁾。

2009 年 9 月 16 日、歴史的な政権交代が実現した。鳩山由紀夫内閣の千葉景子法務大臣は、就任記者会見で差別撤廃条約選択議定書の批准に言及し、国際基準の取り入れに積極的な態度を表明した。福島瑞穂男女共同参画担当大臣は、CEDAW の勧告に触れて、そのひとつひとつを精査して、日本の人権状況、男女平等の現状をひとつひとつ解決していくと述べた。日本は、はじめて男女平等に明確なポリティカルウィルをもった大臣をえた。筆者は、この内閣に、大いなる期待をもっている。

注

- 1) Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, A/RES.180 (X X X IV). 日本の公定訳は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」であるが、本稿では、「女性差別撤廃条約」と略称する。
- 2) Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women Japan (Advance unedited version), CEDAW/C/JPN/C/6, 7 August 2009.
- 3) 2009 年 7 月 23 日、CEDAW における第 4 回日本レポート審議中の Soledad Murillo de la Vega 委員（スペイン）の発言。
- 4) Concluding Observations(注 2)、paras.20,25.
- 5) 朝日新聞「社説」2009 年 9 月 13 日。
- 6) The Declaration on the Elimination of Discrimination against Women, A/RES/2263 (X X II), 7 November 1967.
- 7) 制定過程の詳細は、山下泰子（1996 年）『女性差別撤廃条約の研究』尚学社、65-82 頁参照。
- 8) 高橋展子（1989 年）「女子差別撤廃条約に対する日本の立場」国際女性の地位協会編『世界から日本へのメッセージ』尚学社、10-14 頁。なお、この点に関して、ILO としての見解というよりも、高橋氏個人の見解がより強く反映されているのではないかと、という ILO 関係者からの指摘がある。
- 9) 高橋、前掲（注 8）、13 頁、第 102 回国会外務委員会議録第 15 号、17 頁、山下泰子（2006 年）「衆議院における女性差別撤廃条約承認審議」『女性差別撤廃条約の展開』勁草書房、195-196 頁。
- 10) A/C.3/33/L.47,para.21, E/CN.6/L.699,p.5, A/C.3/33/L.47,paras.25, 39,40,48,53. 山下、前掲書（注 7）、166-196 頁、高橋、前掲（注 8）、12 頁。
- 11) A/32/218,para.79.
- 12) A/C.3/33/L.47,para.18.
- 13) 高橋、前掲（注 8）、13 頁。
- 14) 英語原文の maternity leave を公定訳は「母性休暇」としているが、「出産休暇」と訳すべきである。
- 15) 高橋、前掲（注 8）、12 頁。
- 16) 赤松良子「はじめに」、前掲書（注 8）、1 頁。
- 17) 高橋、前掲（注 8）、13-14 頁。
- 18) 第 102 回国会衆議院外務委員会議録第 17 号、15 頁、24-24 頁、山下泰子、前掲書（注 9）、161-162 頁。
- 19) 藤田たき（1988 年）『続わが道 ころの出会い』ドメス出版、297 頁。
- 20) 鳥居淳子「国際結婚と女性の法的地位」、前掲書（注 8）、172-176 頁。

- 21) 半田たつ子「男女平等と家庭科教育」、前掲書(注8)、188-198頁。
- 22) 赤松良子(1985年)『詳説・男女雇用機会均等法及び改正労働基準法』日本労働協会参照。
- 23) 第102回国会衆議院外務委員会議録第16号、第17号、第18号、第102回国会衆議院外務委員会文教委員会連合審査会議録第1号、衆議院会議録第33号、昭和60年6月4日、1048頁、山下泰子、前掲書(注9)、152-189頁。
- 24) 第102回国会参議院外務委員会議録第15号、第16号、第17号、第18号、山下泰子「参議院における女性差別撤廃条約承認審議」前掲書(注9)、190-222頁。
- 25) 第102回国会衆議院外務委員会議録第17号15-16頁。
- 26) 第102回国会参議院外務委員会議録第15号18頁。
- 27) 第102回国会参議院外務委員会議録第15号16頁。
- 28) 第102回国会衆議院外務委員会議録第18号9頁。
- 29) 第102回国会衆議院外務委員会議録第17号146頁。
- 30) 第102回国会衆議院外務委員会議録第17号、4頁。
- 31) 第102回国会衆議院外務委員会文教委員会連合審査会議録第1号、17頁。
- 32) 山下泰子(2008年)「国際人権と国内人権」中川淳司・寺谷広司編『大沼保昭先生記念論文集：国際法学の地平』東信堂、457-458頁、阿部浩己「鑑定意見書、平成13年6月12日、大阪高等裁判所民事第12部宛」宮地光子監修・ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク編(2005年)『男女賃金差別裁判「公序良俗」に負けなかった女たち』明石書店、351-352頁、Rehof,L.A.(1993),*Guide to the Travaux Preparatoires of the United Nations Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women*, Nijhoff,pp.52-53.
- 33) 第102回国会参議院外務委員会議録第18号、11-12頁。
- 34) 第102回国会参議院外務委員会議録第16号、8-9頁。
- 35) 第102回国会参議院外務委員会議録第16号、8-9頁。
- 36) 第102回国会参議院外務委員会議録第16号、17-18頁。
- 37) 法務省ホームページ参照。
- 38) 山下泰子「日本政府第1次レポートの第7会期女性差別撤廃委員会における審議」、前掲書(注7)、364-366頁。
- 39) 山下泰子「日本政府第2次レポート・第3次レポートの第13会期女性差別撤廃委員会における審議」、前掲書(注7)、396-424頁。
- 40) 赤松良子監修・日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク編(2003年)『女性差別撤廃条約とNGO』明石書店、参照。
- 41) 山下泰子(2009年)「女性差別撤廃条約 第6次日本レポート審議 1. 概要」『国際女性』23号95-98頁。
- 42) A/50/38,paras627-636, 山下泰子訳「第2次・第3次日本政府レポート審議に対する女性差別撤廃委員会による『最終コメント』」、前掲書(注9)、256-257頁。
- 43) A/58/38,paras.348-378.JNNC訳(「日本政府による報告」部分は日本政府仮訳)「第4次・第5次日本政府レポート審議に対する女性差別撤廃委員会による『最終コメント』」、前掲書(注9)、258-265頁。
- 44) 宮地監修、前掲書(注32)参照。
- 45) CEDAW/C/JPN/CO/6(7 August 2009)、堀内光子暫定訳「女性差別撤廃条約(CEDAW)「総括所見」暫定未編集版を参考に要約した。

- 46) 2009年7月23日、第44会期CEDAWにおける第6次日本レポート審議の際の筆者の傍聴メモによる。
- 47) 赤松良子、中田美子、松本泰子、山下泰子編（2007年）『ひとすじの道—中村道子ライフストーリー』国際女性の地位協会、73-82頁。
- 48) 「障害者のいないところで障害者のことを決めるな」という意味であろう。
- 49) 山下泰子（2007年）「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求めて」『学術の動向』日本学術会議、90-94頁。